

国土交通省におけるバリアフリー化の取組
(発達障害者対応)

1. バリアフリー法に基づく取組

- 平成 18 年に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)において、身体障害者のみならず、発達障害者等が法の保護対象となることを明確化。
- これを踏まえ、発達障害の障害特性等についても考慮した公共施設等の整備及び国民への啓発(心のバリアフリー)に係る施策を推進。

① 公共施設等の整備

鉄道駅、空港等公共交通機関の旅客施設、建築物等の整備に当たり、発達障害者の障害特性等を踏まえた施設整備のポイントを公表。また、施設等整備に係る具体の技術基準やガイドラインにおいても、発達障害者に配慮した規定を整備。

- (例)・発達障害者の表示内容の視認性に配慮し、鉄道駅、建築物等における主要な設備について、JIS 化された標識(ピクトグラム)掲出を義務付け。
- ・鉄道駅等において、発達障害者の疲れやすさ等に配慮し、休憩のためのベンチ等の設置を義務付け。



② 国民への啓発(心のバリアフリー)の推進

ア. 対応マニュアルの作成・周知

発達障害者等が円滑に公共交通機関、商業施設等を利用できるよう、個々の発達障害の特性等を踏まえた対応マニュアル(コミュニケーションハンドブック)を作成し、ウェブサイト等により周知。

本マニュアルについては、27 年度に有識者、障害当事者、公共交通事業者等の意見を踏まえ、具体の事例を大幅に追加する等の改訂を実施。

イ. 発達障害者による講演

発達障害の特性、理解、支援のあり方等について発達障害の当事者団体等による講演会を開催する等、発達障害の理解の増進に向けた取組を推進。



2. 改正発達障害者支援法に関連する取組

- 改正発達障害者支援法に関連し、ハード、ソフトの両面から、以下の取組を推進。
 - ① 公共交通等国土交通省関連分野における発達障害者の差別解消のための取組の推進
障害者差別解消法に基づく相談窓口の運用の中で、発達障害者が差別を受けることのないよう、省内職員向け対応要領及び関係事業者向け対応指針を踏まえ対処。
 - ② 対応マニュアルの周知徹底
発達障害等に係る対応マニュアル（コミュニケーションハンドブック）を公共交通事業者、施設管理者団体、地方自治体等に広く周知するとともに、個々の発達障害の特性等を踏まえた対応を行うよう要請。
 - ③ バリアフリー教室における発達障害者への理解促進の徹底
高齢者、障害者等への国民の理解増進を目的に行っているバリアフリー教室において、個々の発達障害の特性及び対応のあり方についても国民の理解を深めるよう徹底。
 - ④ 公共交通事業者従事者に対する研修を通じた発達障害への知識を有する人材の確保
公益財団法人エコロジー・モビリティ財団が行う公共交通事業従事者向けの研修において、発達障害の特性及び対応のあり方について一層取り組むよう要請。
- 上記の他、公共施設等に係る技術基準・ガイドラインの見直しの中で、発達障害者に配慮した施設整備のあり方について検討。